



鳥取県公報

令和3年2月19日（金）
号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（78）（経営支援課）	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正（79）（水産課）	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正（80）（〃）	4
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（81）（〃）	4

告 示

鳥取県告示第78号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和3年2月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率					
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率				
	農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		
	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略			年0.70 パーセント	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略		年0.80 パーセント
	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略			年0.70 パーセント	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略		年0.80 パーセント
3 規則別 表第3号 に掲げる	略		年0.70 パーセント	3 規則別 表第3号 に掲げる	略		年0.80 パーセント		

資金		
4 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.70パーセント
略		
7 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.70パーセント
8 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.70パーセント

資金		
4 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.80パーセント
略		
7 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.80パーセント
8 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.80パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.115パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント

のに限る。)のうち市町村が年0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの			
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント		
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント

鳥取県告示第79号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。
令和3年2月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年0.30パーセント	略	年0.20パーセント	略

鳥取県告示第80号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。
令和3年2月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年0.30パーセント	略	規則別表第3号の資金	年0.20パーセント	略
規則別表第7号の資金	年0.95パーセント		規則別表第7号の資金	年0.85パーセント	
その他の資金	年0.30パーセント		その他の資金	年0.20パーセント	

鳥取県告示第81号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和3年2月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金金融通法施行令（昭和	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金金融通法施行令（昭和	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合

	44年政令第209号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.70パーセント	年0.70パーセント	
5 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.70パーセント	年0.70パーセント	
略				
8 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.70パーセント	年0.70パーセント	
9 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.70パーセント	年0.70パーセント	

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント

	44年政令第209号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント	
5 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント	
略				
8 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント	
9 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント	

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント

--	--